

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第33号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者) 第3条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち当該児童が同項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの</u></p> <p><u>(10)～(15) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(支給対象者) 第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)～(14) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。